

公益社団法人島根県看護協会組織図

令和3年4月1日

意思決定機関及び執行機関

総会 通常総会(年1回) 臨時総会(必要時)	議決機関 - 定款で定められた総会の議決事項 構成 - 全ての正会員(過半数の出席で成立)
理事会 定例会(年6回以上) 臨時理事会(必要時)	議決機関 - 定款で定められた理事会の権限事項 構成 - 全ての理事(15名以上18名以内、過半数の出席で成立)、議長は会長、監事も出席
常務理事会	法人の業務執行等に関する協議(会長が必要により理事等を召集)
職能委員会	①保健師 ②助産師 ③看護師 委員は理事会で選任、各職能上の問題を審議し会長に助言
常任委員会	①教育事業 ②広報 ③学会 ④在宅ケア・訪問看護推進 ⑤災害看護 ⑥医療安全推進 ⑦認定看護管理者教育運営 委員は理事会で選任、所管事項を審議し会長に助言
特別委員会	①会館管理運営 ②島根県看護協会訪問看護ステーション将来ビジョン検討 委員は理事会で選任、所管事項を審議し会長に助言
支部	松江、雲南、出雲、大田、浜田、益田、隠岐(計7支部)、総会で承認された支部事業計画及び予算を執行 支部委員(支部長、副支部長、会計委員、班長)は支部長を除き支部総会で選出
事務局	事務局の組織及び運営に関しては理事会で議決 事務局長他重要な職員は理事会の議決を得て会長が任免
推薦委員会	役員、推薦委員、日看協の代議員・予備代議員の推薦事務 委員は総会で選任
選挙管理委員会	役員、推薦委員、日看協の代議員・予備代議員の選出事務 委員は総会で会長が任命
監事	理事の職務の執行及び協会の業務・財産の状況の監査、総会及び理事会で必要があると認めるときは意見を述べる

執行機関及び事務局組織

